

障害者制度改革について

● 概 要

現在、国においては、障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止して新たな総合的な福祉法制を実施する方針を示しており、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置するなど、障害者制度全般の改革にかかる議論がされている。

● これまでの取組（国のうごき）

- 障がい者制度改革推進本部（内閣総理大臣を本部長とするすべての国务大臣で構成）
第1回（平成21年12月15日）～第2回（平成22年6月29日）〔直近〕
- 障がい者制度改革推進会議（障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等）
第1回（平成22年1月12日）～第30回（平成23年2月14日）〔直近〕
- 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会
第1回（平成22年4月27日）～第12回（平成23年2月15日）〔直近〕
- 障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会
第1回（平成22年11月22日）～第2回（平成23年1月31日）〔直近〕
- 障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）の要旨
（H22.6.7 推進会議とりまとめ、H22.6.29 閣議決定）
 1. 障害者基本法の抜本的改正、制度改革の推進体制等に関する法律案
⇒平成23年通常国会に提出を目指す
 - 2. 障害者総合福祉法（仮称）の制定 【障害者自立支援法の廃止】**
⇒平成24年通常国会に提出を目指す ⇒平成25年8月までに施行を目指す
 3. 障害を理由とする差別の禁止法（仮称）等の制定 ⇒平成25年通常国会に提出を目指す

● **つなぎ法の成立**（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）の成立（平成22年12月3日）

★ 障害者自立支援法廃止後の抜本的改正法（新法）である『**障害者総合福祉法（仮称）**』が**施行されるまでのつなぎ法的位置づけ**

①公布日から施行 ②平成23年度中施行 ③平成24年4月1日施行 の3段階

★ つなぎ法案から障害者総合福祉法（仮称）への移行時（遅くとも平成25年8月）に想定される主な事項

・ **障害程度区分の見直し**

障害者等の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分として見直し。（仮称名：「障害支援区分」）

● 課 題

【国として責任ある制度の構築】

- ①必要とするサービスを安心してすべての方が利用できるよう、恒久的でわかりやすい制度の構築
- ②地方自治体の財政負担につながらない措置
- ③関係者・関係機関が混乱することのない円滑な措置

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。 → 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用		・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内)		・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途)	
		・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)			
(2) 教育		・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内)		・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)	
(3) 所得保障		・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途)		・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)	
(4) 医療		・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内)		・社会的入院を解消するための体制 (～23年内)	
		・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)			
(5) 障害児支援		・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)			
(6) 虐待防止		・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討			※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス		・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)			
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障		・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内)			
(9) 政治参加		・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内)			
		・投票所のバリア除去等			
(10) 司法手続		・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)			
(11) 国際協力		・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献			

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行